

第6次地震防災緊急事業五箇年計画  
(令和3年度～令和7年度)

長 崎 県

## 長崎県 地震防災緊急事業五箇年計画

### 【総括編】

#### 1・目的

本県域では、雲仙活断層群等の活断層が確認されており、過去に島原半島地方ほかの地震による被害も発生していることから、今後、地震による被害発生の危険性がある地域である。

このため、平成28年度に策定された第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、緊急性の高い箇所や施設について整備を推進してきた。

しかし、事業終了時点における進捗率は全体で約75%となり、事業の未達成箇所が発生する見込みである。

さらに近年の地震の多発や社会状況の変化等により、整備の緊急性が高い箇所や施設が増加しているという状況にある。

したがって、平成28年度に開始された第5次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たに第6次地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努めるものである。

なお、本県域では、雲仙活断層群等の活断層による地震の被害発生が最も懸念されているところであり、また、近年、想定されていなかった地域での地震が相次いでいることから、県内のどこにおいても地震は発生するという認識により、平成18年3月に改正された地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、これら地震に係る被害想定から、数値目標をはじめとする地震防災対策の実施目標を本県地域防災計画（震災対策編）に定め本五箇年計画の見直しを行うこととする。

#### 2．計画対象地域の概要

##### （1）想定される地震災害の位置づけ

本県においては、平成8～9年度、及び平成17年度に、大学研究者ほか専門家で構成する委員会\*の審議に基づき長崎県地震等防災アセスメントを実施している。平成17年度アセスメントの結果、想定される地震災害は以下の通りとなっており、本県地域防災計画を改正し地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において想定される地震災害を明らかにしている。

なお、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災の発生により、本県では地震防災の有識者をはじめ放射線医療従事者を委員とする「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を平成23年8月に設置し、長崎県地震等防災アセスメントを検証する形で地震津波想定等の見直しを行った。

##### （2）想定される地震災害の概要

長崎県地震等防災アセスメント調査報告書によると、本県において想定される地震災害の概要は、以下のとおりとなっている。

###### a．建物被害等

- ・ 想定する地震のうち最大規模となる雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動による地震の場合、震度は、島原半島、大村市、諫早市で震度5強から6強、長崎市及び周辺町で震度4から6強が予測され、地盤が軟弱な一部の場所では震度7も予測されている。これらの地域には県内において人口密度が高い地域が多く含まれており、老朽木造住宅が密集した地区も多数存在していることから、地震による揺れ、液状化、斜面崩壊等による建物大破約3万4千300棟、死者約2千人、負傷者約1万1千500人の発生が予測されている。
- ・ また、延焼火災の発生も予測されており、県内で夏早朝の場合、約330件の出火及び約8千棟の焼失、冬夕方の場合、約700件の出火及び約1万2千200棟の焼失が予測されている。

b. 土砂災害等

- 地震に伴う土砂災害の発生は、想定した県本土南東部の雲仙活断層群の各断層帯による地震、県本土中央部の大村 - 諫早北西付近断層帯による地震では、島原半島、長崎市、諫早市、大村市ほかで予測されているが、それらの地域では斜面及び斜面下の限られた平地に住宅が密集している箇所が多い。これらの箇所については、急傾斜崩壊防止施設、地すべり防止施設等が未整備の箇所も多く、多数の住宅が被災することが予測されている。
- また、これらの土砂災害の発生により、沿岸部及び山間部の幹線道路が寸断される等の被害発生も予測される。

c. 液状化被害

- 想定した県本土南東部の雲仙活断層群の各断層帯による地震、県本土中央部の大村 - 諫早北西付近断層帯による地震では、島原半島、長崎市、諫早市、大村市の沿岸部で、液状化の発生が予測されており、多数の住宅被害やライフラインや交通施設の被害発生が予測される。

d. 津波被害

- 想定した地震のうち最大規模となる雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動による地震の場合、島原半島、諫早市、長崎市南部の沿岸部で概ね0.5 mから1.5 m、最大で約2.7 mの津波高が予測されるが、海岸保全施設（堤防等）等が機能する場合は、ほとんどの浸水被害を防ぐことができると予測される。ただし、地震により海岸保全施設等が全壊した場合は、港湾・漁港、河川河口周辺等で広範囲な浸水被害が発生することが予測されている。

震源として想定した活断層（平成 17 年度）

県内に被害を及ぼす地震の震源として想定する活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層群	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村 - 諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層系（福岡県）	7.2	26

\* 専門家で構成する委員会（平成 17 年度）

長崎県地震発生想定検討委員会

- 設置 平成 17 年 4 月 27 日～平成 18 年 3 月 31 日
- 構成 委員長 清水 洋 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター長 教授  
委員 高橋和雄 長崎大学工学部 教授  
松島 健 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター 助教授  
馬越孝道 長崎大学環境科学部 助教授  
伏見克彦 長崎海洋気象台長  
上川秀男 長崎県総務部 理事（危機管理・防災・基地対策担当）
- 審議内容 県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等について検討した。

長崎県地震等防災アセスメント調査委員会

・設置 平成17年9月12日～平成18年3月31日

・構成 委員長 高橋和雄 長崎大学工学部 教授

委員 清水 洋 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター長 教授

棚橋由彦 長崎大学工学部 教授

安達守弘 長崎総合科学大学工学部 教授

原田隆典 宮崎大学工学部 教授

中村武弘 長崎大学環境科学部 教授

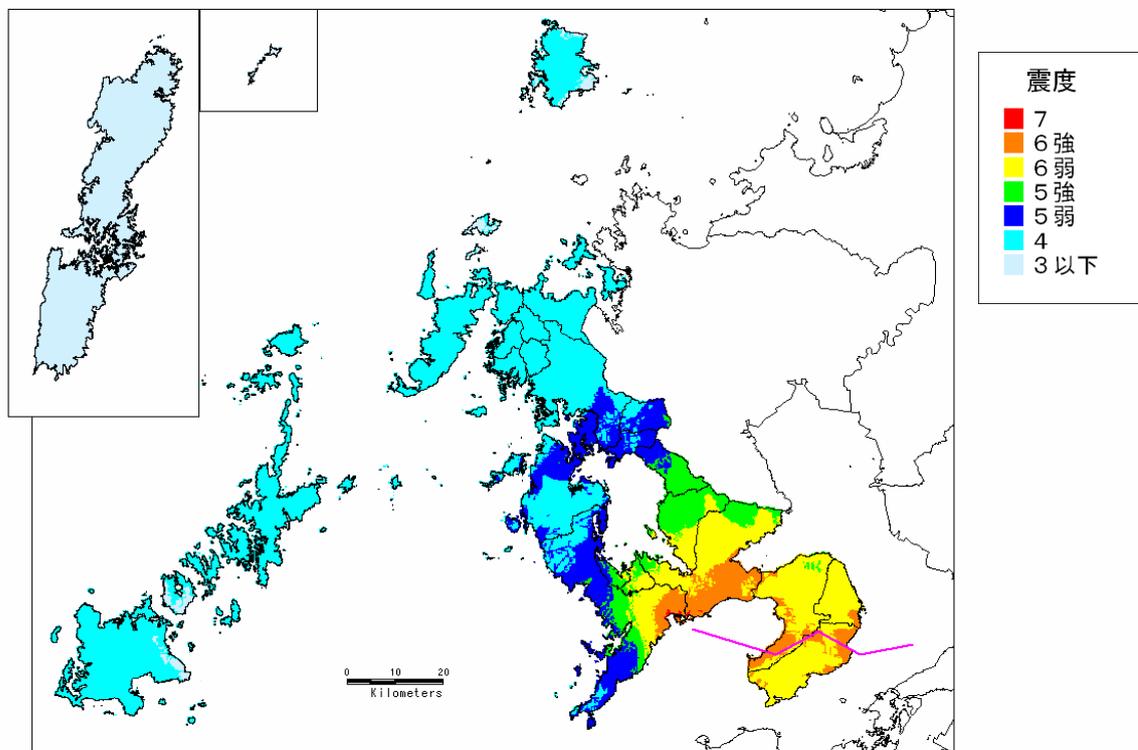
平野啓子 特定非営利活動法人 長崎斜面研究会 代表

伏見克彦 長崎海洋気象台長

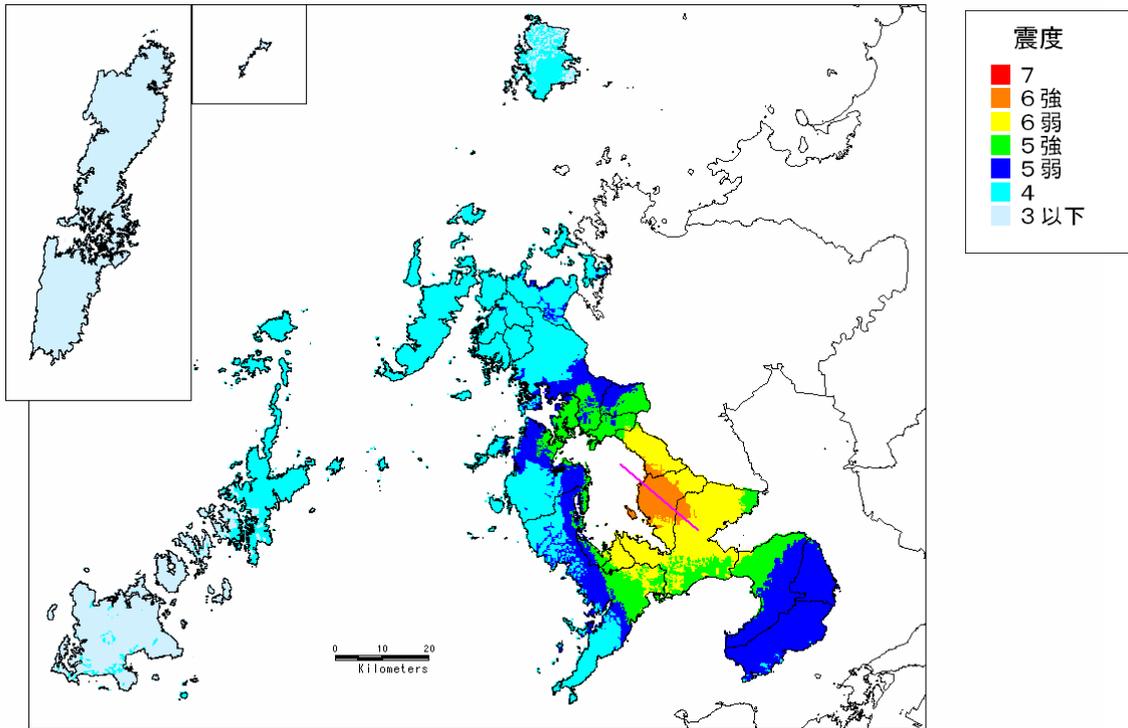
上川秀男 長崎県総務部 理事（危機管理・防災・基地対策担当）

・審議内容 本県において発生が予想される地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、津波等による物的、人的被害、及び県民生活に支障となる諸事象について検討した。

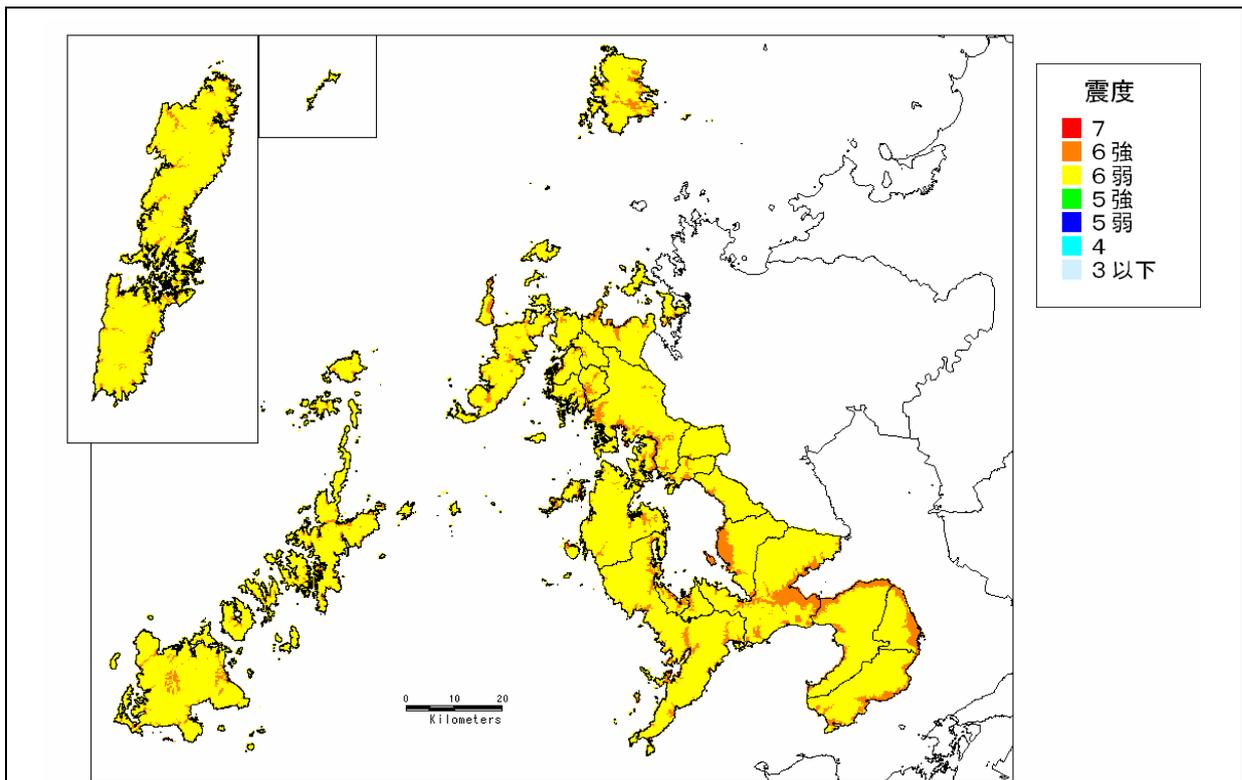
参考図



参考図 震度予測図 【 雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動を震源とする地震を想定した場合 (M7.7) 】



参考図 震度予測図【大村 - 諫早北西付近断層帯を震源とする地震を想定した場合 (M7.1)】



参考図 震度予測図【 県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3 km）の地震を想定した場合 】

#### 長崎県地域防災計画見直し検討委員会

・設置 平成 23 年 8 月 10 日～平成 24 年 3 月 31 日

・構成 委員長 高橋和雄 長崎大学 名誉教授

委員 清水 洋 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター長 教授

棚橋由彦 長崎大学工学部 教授（～H23.9.19）

善 功企 九州大学大学院 工学研究員 西部地区自然災害資料センター長 教授  
（H23.10.26～）

安達守弘 長崎総合科学大学 名誉教授

原田隆典 宮崎大学工学部 教授

畠田彰秀 長崎大学大学院 工学研究科 教授

赤星正純 財団法人放射線影響研究所 長崎研究所長代理・臨床研究部長

大津留晶 福島県立医科大学 医学部 教授

平野啓子 特定非営利活動法人 長崎斜面研究会 理事長

木村吉宏 長崎海洋気象台長

坂谷朝男 長崎県 危機管理監

・審議内容 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のような大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海地震の連動や震源域拡大等について、国において議論されている現状を踏まえ、今後海溝型地震を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行うとともに、玄海原子力発電所を想定した原子力災害対策を含めた防災対策を見直すため抜本的な長崎県地域防災計画変更の内容検討を実施し、知事への地域防災計画見直し提言を取りまとめた。

(3) 計画対象区域

想定した地震のうち最大規模となる雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震の場合、県南区域で6弱以上、県央～県北区域の大部分で震度5弱以上が予測されている。また、活断層が確認されていない場所で地震が発生した場合の震度を知るために、県内全域でM6.9の地震を想定した場合、県内全域で震度6弱から6強が予測されている。

これらの想定を踏まえ、県内のどこにおいても地震は発生するという認識により、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県土全域とする。

3・地震防災対策の実施に関する目標

平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など、それまで想定されていなかった地域の直下で相次いで地震が発生し、中山間地域、離島、大都市に大きな被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識のもと、戦略的に地震等防災対策を推進するため、地震防災特別措置法に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を早急に定めることとする。

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目		事業量		事業費 (百万円)	
1号	避難地	146.4	h a	5 箇所	589
2号	避難路		k m	箇所	
3号	消防用施設	162	箇所		3,593
4号	消防活動用道路		k m	箇所	
5号	緊急輸送道路等				
	5-1号 緊急輸送道路	63.9	k m	218 箇所	35,802
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	25	箇所		39
	5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所		
	5-4号 緊急輸送港湾施設	2	箇所	2 バース	1,894
	5-5号 緊急輸送漁港施設		箇所	バース	
6号	共同溝等	11.96	k m	7 箇所	4,047
7号	医療機関		施設		
8号	社会福祉施設		施設		
8の2号	公立幼稚園		棟	学校	
9号	公立小中学校等				
	9-1号 校舎		棟	学校	
	9-2号 屋内運動場		棟	学校	
	9-3号 寄宿舍		棟	学校	
10号	公立特別支援学校				
	10-1号 校舎		棟	学校	
	10-2号 屋内運動場		棟	学校	
	10-3号 寄宿舍		棟	学校	
11号	公的建造物		施設		
12号	海岸・河川				
	12-1号 海岸保全施設		箇所	m <sup>1</sup>	
	12-2号 河川管理施設		箇所	m <sup>1</sup>	
13号	砂防設備等				
	13-1号 砂防設備	30	箇所		6089
	13-2号 保安施設	82	箇所		11,568
	13-3号 地すべり防止施設	39	箇所		6,572
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	33	箇所		4,945
	13-5号 ため池	52	箇所		5,425
14号	地域防災拠点施設		施設		
15号	防災行政無線		箇所		
16号	水・自家発電設備等		箇所		
17号	備蓄倉庫		箇所		
18号	応急救護設備等		基		
19号	老朽住宅密集対策	149	h a	5 箇所	897
合計					81,460

堤防・護岸距離

## 【施設別編】

### 1号 避難地

---

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

県内に設置している5つの県立都市公園のうち、県立公園が設置されている市町が策定している地域防災計画において、一時避難地等の指定をされている公園もあることから、国の防災・安全交付金を活用して、災害時の避難施設としての機能も有する都市公園施設の長寿命化、更新を行うなど、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策等に取り組んでいく。

県担当課：土木部 都市政策課（所管省庁：国土交通省）

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

公園設置者が策定した公園施設長寿命化計画に基づき、当該期間において実施すべき整備箇所を選定して本計画に計上する。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
避難地	5 公園 (160)	(120)	(101)	(106)	(102)	5 公園 (589)
概算事業費 (百万円)	160	120	101	106	102	589

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (西海橋公園、 田平公園、 平戸公園、 県立総合運動 公園、 百花台公園)	公園施設長寿 命化対策支援 事業	5 公園	589	R3～R7	国土交通省	

### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 3号 消防用施設

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において実施目標を定めた。

なお、消防用施設については大きく以下の3つに分類し、各施設について以下の考え方により整備を推進する。

- ・消防車両等（災害対応特殊ポンプ自動車ほか）  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
「市町村消防施設整備計画実態調査」により、本県において消防ポンプ自動車の必要台数は397台であり、これらの必要数の整備が長期的な整備目標である。
- ・消防水利等（耐震性貯水槽）  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
本県では、市町村消防施設整備計画実態調査をもとに、これまで計画的に消防水利の整備を図ってきたところであるが、長期的には消防水利不足区域の解消と併せ、地震災害への対応のため耐震性貯水槽の整備を図る。
- ・消防本部の各種設備等  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
県内各消防本部はデジタル化への整備を完了しており、さらに効率的な消防救助活動のため、消防本部の高機能指令センターの整備を図る。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において実施目標を定めた。

消防用施設については、令和3年度から7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

なお、以下のとおり消防用施設を緊急に整備することとする。

- ・消防車両等（災害対応特殊消防ポンプ自動車ほか）  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
消防車両については、現在充足率は約97.5%であり、第6次五箇年計画においては、目標達成と併せて、老朽車両の性能向上を図るため更新する。
- ・消防水利等（耐震性貯水槽）  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
現在、全県域における消防水利不足率24%であり、今後も消防用貯水槽の整備が必要である。消防水利については、地震災害に対応するため耐震性貯水槽整備の必要性が高い。耐震性貯水槽整備を中心として計画計上することにより、消防水利不足率の縮小と併せて、地震災害への対応を図る。
- ・消防本部の各種設備等  
県担当課：消防保安室（所管省庁：消防庁）  
高機能指令センターの整備2箇所を計画計上する。

### 3. 整備計画

#### (1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
消防車両等	9 箇所 (286)	6 箇所 (224)	7 箇所 (300)	6 箇所 (452)	6 箇所 (402)	34 箇所 (1,664)
消防水利等	21 箇所 (211)	25 箇所 (248)	26 箇所 (257)	26 箇所 (263)	28 箇所 (287)	126 箇所 (1,266)
消防本部の各種設備等	0 箇所 (0)	1 箇所 (200)	1 箇所 (463)	0 箇所 (0)	0 箇所 (0)	2 箇所 (663)
概算事業費 (百万円)	497	672	1,020	715	689	3,593

( )内の数値は概算事業額(単位:百万円)を示す。

#### (2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	5 箇所	165	R3～R7	消防庁	-
平戸市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	41	R3	消防庁	-
松浦市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	48	R3	消防庁	-
壱岐市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	49	R7	消防庁	-
長崎市	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	188	R7	消防庁	-
佐世保市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	2 箇所	94	R5, R6	消防庁	-
松浦市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	100	R6	消防庁	-
対馬市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	98	R5	消防庁	-
壱岐市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	67	R4	消防庁	-
県央広域消防本部	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	60	R6	消防庁	-
佐世保市	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	1 箇所	72	R7	消防庁	-
対馬市	救助工作車	1 箇所	181	R6	消防庁	-
長崎市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	5 箇所	155	R3～R7	消防庁	-
佐世保市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	2 箇所	67	R3, R4	消防庁	-
平戸市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1 箇所	33	R3	消防庁	-
松浦市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	3 箇所	88	R4, R5, R7	消防庁	-

吉崎市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1箇所	34	R3	消防庁	-
五島市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1箇所	30	R5	消防庁	-
県央広域消防本部	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	3箇所	93	R3～R5	消防庁	-
吉崎市	搬送用アイソレータ装置	1箇所	2	R3	消防庁	-
長崎市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	4箇所	52	R4～R7	消防庁	-
佐世保市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	18箇所	169	R3～R7	消防庁	-
諫早市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	20箇所	120	R3～R7	消防庁	-
平戸市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	10箇所	67	R3～R7	消防庁	-
松浦市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	10箇所	108	R3～R7	消防庁	-
対馬市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	6箇所	72	R3, R5, R7	消防庁	-
吉崎市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	18箇所	126	R3～R7	消防庁	-
五島市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	10箇所	148	R3～R7	消防庁	-
南島原市	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	20箇所	255	R3～R7	消防庁	-
小値賀町	耐震性貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 型)	10箇所	148	R3～R7	消防庁	-
吉崎市	高機能消防指令センター総合整備事業	1箇所	200	R4	消防庁	-
島原広域消防本部	高機能消防指令センター総合整備事業	1箇所	463	R5	消防庁	-
計		162箇所	3,593			

#### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 5号 - 1 緊急輸送道路等

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

今後本県地域防災計画を改正し、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において本施設の整備に係る中長期目標を早急に定めることとする。

なお、当該目標の設定までの間、本県において緊急輸送道路は、以下の考え方により整備を推進する。

県担当課：土木部 道路建設課（所管省庁：国土交通省）

- ・緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送等を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、被災地を支援するための重要な役割を担うものである。本県では、平成8年に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を進めているところである。
- ・中長期的な整備目標は、緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけた1次・2次輸送ルートの国道を整備し、緊急輸送道路ネットワーク化を完成すること、また既存橋梁の耐震補強及び道路法面等の防災対策の早期整備を目標としている。

県担当課：農林部 農村整備課 水産部 漁港漁場課（所管省庁：農林水産省）

- ・農道については、地域防災計画において指定されている広域農道の改良および地震時の安全性の確保を図るため、耐震不足の道路橋の耐震補強等の整備を図る。
- ・漁港については、平成18年3月に本県が策定した「港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針」により選定した防災拠点港11港（港湾含む）のうち1港の漁港整備を図ることを目標としており、緊急輸送道路として臨港道路（橋梁）を改良整備する。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

今後、本県地域防災計画において本施設の整備に係る中長期目標を定め、当該目標の中から令和3年度から令和7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

なお、当該整備目標設定までの間、以下の緊急輸送道路を緊急に整備することとする。

県担当課：道路建設課（所管省庁：国土交通省）

- ・国道（県管理）及び県道については、平成30年度末の緊急輸送道路の改良率は約80%であり、今後は約369kmの整備が必要となる。
- ・本計画では、緊急輸送道路ネットワーク計画箇所約41kmの事業箇所を計上しており、計画終了時点での改良率が約83%に向上する見込みである。
- ・既存橋梁の耐震補強は、長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画期間内に実施する10橋を計上し、また、道路法面については、長崎県道路防災事業計画に基づき計画期間内に実施する要対策箇所163箇所を計上し、早期整備を目標にする。

県担当課：農林部 農村整備課 水産部 漁港漁場課（所管省庁：農林水産省）

- ・農道については、今後、5箇年で整備予定の4橋の橋梁耐震対策を本計画へ計上する。
- ・漁港の臨港道路（橋梁）については、今後5箇年で現在整備中、又は整備予定である6橋を改良整備する。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
緊急輸送道路 ( 国県道改良 )	40.02km 34 箇所					40.02km 34 箇所
	( 3,224 )	( 8,772 )	( 6,468 )	( 5,359 )	( 1,865 )	( 25,688 )
緊急輸送道路 ( 国県道 防災・減災 )	22.72km 173 箇所					22.72km 173 箇所
	( 2,002 )	( 2,190 )	( 1,841 )	( 1,657 )	( 1,481 )	( 9,171 )
緊急輸送道路 ( 臨港道路 )		0.57km 4 橋		0.01km 1 橋	0.01km 1 橋	0.59km 6 橋
	( )	( 370 )	( )	( 20 )	( 20 )	( 410 )
緊急輸送道路 ( 農道 )	0 km 0 橋 ( 50 )	0 . 2 km 1 橋 ( 100 )	0 . 1 km 1 橋 ( 100 )	0 km 0 橋 ( 100 )	0 . 3 km 2 橋 ( 183 )	0 . 6 km 4 橋 ( 533 )
概算事業費 ( 百万円 )	5 , 2 7 6	1 1 , 4 3 2	8 , 4 0 9	7 , 1 3 6	3 , 5 4 9	3 5 , 8 0 2

( )内の数値は概算事業費(単位:百万円)を示す。

#### (2) 個別計画

事業主体 ( 位置 )	事業名	事業量	概算事業費 ( 百万円 )	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 ( 時津町 )	一般国道 2 0 6 号 ( 現道拡幅 )	0.5km 1 箇所	4 4	R3 ~ R4	国土交通省	
長崎県 ( 長崎市 )	一般国道 4 9 9 号 ( 現道拡幅 )	0.45km 2 箇所	8 2 6	R3 ~ R5	国土交通省	
長崎県 ( 長崎市 )	一般国道 3 2 4 号 ( 現道拡幅 )	0.32km 1 箇所	1 4 5	R3 ~ R4	国土交通省	
長崎県 ( 諫早市 )	一般国道 2 0 7 号 ( 現道拡幅 )	1.9km 1 箇所	4 , 2 6 1	R3 ~ R7	国土交通省	
長崎県 ( 雲仙市 )	一般国道 3 8 9 号 ( バイパス )	0.75km 1 箇所	5 2 4	R3 ~ R5	国土交通省	
長崎県 ( 雲仙市 )	一般国道 3 8 9 号 ( 現道拡幅 )	2.17km 1 箇所	1 , 3 7 2	R3 ~ R7	国土交通省	
長崎県 ( 南島原市 )	一般国道 3 8 9 号 ( 現道拡幅 )	2.83km 1 箇所	3 9	R3	国土交通省	
長崎県 ( 佐世保市 )	一般国道 2 0 2 号 ( 現道拡幅 )	1.0km 1 箇所	6 1 6	R3 ~ R7	国土交通省	

長崎県 (平戸市)	一般国道383号 (現道拡幅)	2.83km 1箇所	1, 3 2 1	R3~R6	国土交通省	
長崎県 (新上五島町)	一般国道384号 (バイパス)	0.6km 1箇所	4 7 3	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (新上五島町)	一般国道384号 (現道拡幅)	0.98km 1箇所	1, 2 4 7	R3~R7	国土交通省	
長崎県 (対馬市)	一般国道382号 (バイパス)	2.58km 2箇所	3, 0 8 5	R3~R7	国土交通省	
長崎県 (対馬市)	一般国道382号 (現道拡幅)	1.95km 1箇所	1, 3 9 5	R3~R7	国土交通省	
長崎県 (五島市)	一般国道384号 (現道拡幅)	0.3km 1箇所	2 1 3	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (長崎市)	(主)神ノ浦長浦線 (現道拡幅)	0.37km 1箇所	1 0 7	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (時津市)	(一)奥ノ平時津線 (現道拡幅)	0.7km 1箇所	2 0 6	R3	国土交通省	
長崎県 (佐世保市)	(主)佐々鹿町江迎線 (現道拡幅)	1.7km 1箇所	2 3 2	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (平戸市)	(主)平戸田平線 (バイパス)	1.14km 1箇所	2 5 2	R3	国土交通省	
長崎県 (松浦市)	(主)佐世保吉井松浦線	0.16km 1箇所	5 0	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (佐世保市)	(一)佐世保世知原線 (バイパス)	2.1km 1箇所	2, 1 7 8	R3~R4	国土交通省	
長崎県 (島原市)	(一)礪石原松尾町 停車場線 (現道拡幅)	0.88km 1箇所	6 9 3	R3~R5	国土交通省	
長崎県 (五島市)	(主)福江空港線 (現道拡幅)	1.84km 2箇所	4 8 6	R3~R6	国土交通省	
長崎県 (五島市)	(主)福江富江線 (現道拡幅)	0.3km 1箇所	1 9 7	R3	国土交通省	
長崎県 (五島市)	(一)玉之浦岐宿線 (現道拡幅)	0.5km 1箇所	7 4 1	R3~R6	国土交通省	
長崎県 (五島市)	(主)玉之浦大宝線 (現道拡幅)	1.9km 1箇所	1, 4 3 1	R3~R6	国土交通省	
長崎県 (新上五島町)	(主)有川新魚目線 (現道拡幅)	2.51km 2箇所	6 3 7	R3~R7	国土交通省	

長崎県 ( 杵岐市 )	( 一 ) 湯ノ本芦辺線 ( 現道拡幅 )	3.0km 1 箇所	8 1 7	R3 ~ R6	国土交通省	
長崎県 ( 対馬市 )	( 主 ) 厳原豆酸美津 島線 ( 現道拡幅 )	1.9km 1 箇所	6 6 2	R3 ~ R6	国土交通省	
長崎県 ( 対馬市 )	( 一 ) 比田勝港線 ( 現道拡幅 )	0.48km 1 箇所	4 2 1	R3 ~ R7	国土交通省	
長崎県 ( 対馬市 )	( 一 ) 大浦比田勝港 線 ( 現道拡幅 )	1.38km 1 箇所	1 , 0 1 7	R3 ~ R6	国土交通省	
長崎県 ( 長崎市他 )	( 国 ) 3 2 4 号他防 災事業 ( 防災対策 )	19.85km 1 6 3 箇所	6 , 9 9 7	R3 ~ R7	国土交通省	
長崎県 ( 長崎市他 )	( 国 ) 2 0 2 号他橋 梁耐震補強事業	2.87km 1 0 橋	2 , 1 7 4	R3 ~ R7	国土交通省	
長崎県 ( 長崎市 )	水産基盤整備事業	0.59km 6 橋	4 1 0	R2 ~ R7	水産庁	-
長崎県 ( 大村市 )	農村地域防災減災 事業 ( 地域防災機能 増進事業 )	0.6km 4 橋	5 3 3	R3 ~ R7	農林水産省	-

#### 4 . 備考

--

## 【施設別編】

### 5号 - 2 緊急輸送交通管制施設

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

緊急輸送道路の安全かつ円滑な交通安全を確保するため、以下の事業を長期的に整備していく。  
停電時における交通信号機の動作を確保するため、主要交差点に信号機用非常電源装置を計画的に整備する。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

緊急輸送道路の安全かつ円滑な交通を確保するためには、必要とする箇所の整備が急がれるが、新たに整備効果が期待できる箇所を抽出し計画した。

#### 3. 整備計画

##### (1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
信号機用非常電源装置	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	25箇所
概算事業費 (百万円)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	39

##### (2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県公安員会	交通安全施設等整備事業(信号機用非常電源装置整備)	25	39	R3年 ~R7年	警察庁	

#### 4. 備考

## 【施設別編】

### 5号 - 4 緊急輸送港湾施設等

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

今後本県地域防災計画を改正し、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において本施設の整備に係る中長期目標を早急に定めることとする。

なお、当該目標の設定までの間、本県において緊急輸送港湾施設等は、以下の考え方により整備を推進する。

##### ・緊急輸送港湾施設

県担当課：土木部 港湾課（所管省庁：国土交通省）

- ・緊急輸送港湾施設については、平成18年3月に本県が策定した「港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針」により選定した防災拠点港11港（漁港含む）のうち9港の港湾整備を図ることを目標とし、令和2年度までに7港が完成した。本計画では残り2港における整備を図る。

##### ・緊急輸送道路施設

県担当課：土木部 港湾課（所管省庁：国土交通省）

- ・緊急輸送道路施設については、平成18年3月に本県が策定した「港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針」により選定した防災拠点港11港（漁港含む）のうち、緊急輸送道路として臨港道路（橋梁）の改良が必要な2港について本計画での整備を図る。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

今後、本県地域防災計画において本施設の整備に係る中長期目標を定め、当該目標の中から令和3年度から7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

なお、当該整備目標設定までの間、以下の緊急輸送港湾施設を緊急に整備することとする。

##### ・緊急輸送港湾施設

県担当課：土木部 港湾課（所管省庁：国土交通省）

- ・防災拠点港について、緊急物資輸送を海上輸送に頼らざるを得ない離島地区を優先的に順次整備する。
- ・緊急輸送港湾施設としては、当計画期間内に島原港及び比田勝港において耐震岸壁の整備を目標とする。

##### ・緊急輸送道路施設

県担当課：土木部 港湾課（所管省庁：国土交通省）

- ・緊急輸送道路施設としては、当計画期間内に島原港及び相の浦港において臨港道路（橋梁）の改良整備を目標とする。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
緊急輸送港湾施設	2 港湾 2 パース					
緊急輸送道路 (臨港道路)	0.05km 2 箇所	0.05km 2 箇所	0.05km 2 箇所	0.00km 0 箇所	0.00km 0 箇所	0.05km 2 箇所
概算事業費 (百万円)	11	295	490	550	623	1969

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (島原市)	島原港社会資本整備総合交付金	1 港湾 1 パース	2,377	H25 ~ R9	国土交通省	-
長崎県 (対馬市)	比田勝港社会資本整備総合交付金	1 港湾 1 パース	490	H25 ~ R7	国土交通省	-
	計	2 港湾 2 パース	2,867			
長崎県 (島原市)	島原港社会資本整備総合交付金	0.02km 1 箇所	73	H24 ~ R5	国土交通省	-
長崎県 (五島市)	相の浦港地方創生港整備推進交付金	0.03km 1 箇所	40	R3 ~ R5	国土交通省	-
	計	0.05km 2 箇所	113			

### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 6号 共同溝等

---

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

今後、本県地域防災計画を改正し、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において本施設の整備に係る中長期目標を早急に定めることとする。

なお、当該目標の設定までの間、本県において共同溝等は、以下の考え方により整備を推進する。

県担当課：土木部 道路維持課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 共同溝等については、地震、台風等の災害時に市街地において被害を低減し、安全かつ円滑な交通を確保するためのものであり、本県では「長崎県無電柱化推進計画」に基づき整備を進める。
- ・ 以下の考え方により本施設の事業を推進する。

防災

災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地においては、重点的に推進する。

安全・円滑な交通確保

安全かつ円滑な交通の確保が必要な道路の無電柱化を推進する。

景観形成・観光振興

地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

今後、本県地域防災計画において本施設の整備に係る中長期目標を定め、当該目標の中から令和3年度から令和7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選択し、本計画に計上することとする。

なお、当該整備目標設定までの間、以下の共同溝等を緊急に整備することとする。

県担当課：土木部 道路維持課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 道路事業として、7箇所、11,960mを計画。計画期間内に4箇所、6,100mの完成を目指す。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
共同溝等 (道路)	11.96 km 7 箇所					11.96 km 7 箇所
	(388)	(969)	(975)	(938)	(777)	(4,047)
概算事業費 (百万円)	388	969	975	938	777	4,047

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (長崎市)	一般国道206号 電線共同溝整備事業	2.16 km 1 箇所	1,274	R3~R7	国土交通省	-
長崎県 (長崎市)	(一)長崎式見港線 電線共同溝整備事業	0.76 km 1 箇所	200	R3~R4	国土交通省	-
長崎県 (諫早市)	一般国道207号 電線共同溝整備事業	0.70 km 1 箇所	320	R4~R7	国土交通省	-
長崎県 (大村市)	一般国道444号 電線共同溝整備事業	2.94 km 1 箇所	1,404	R3~R7	国土交通省	-
長崎県 (大村市)	(主)長崎空港線 電線共同溝整備事業	0.80 km 1 箇所	74	R3~R4	国土交通省	-
長崎県 (佐世保市)	一般国道204号 電線共同溝整備事業	1.60 km 1 箇所	305	R3~R5	国土交通省	-
長崎県 (島原市)	一般国道251号 電線共同溝整備事業	3.00 km 1 箇所	470	R3~R7	国土交通省	-

### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 13号 - 1 砂防設備等（砂防設備）

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において3項目の対策について実施目標を定めた。

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 本県は県土の約60%を山地が占め、複雑な地質構造を呈し、海に面した狭小な平坦地に産業、経済施設等の資産が集中している。このような状況のもと、過去幾度となく土石流による災害が発生し、甚大な被害を被ってきたところである。
- ・ 本県の土石流危険渓流は2,785箇所（全国7位）と数多く、砂防事業を県の重点施策として整備に取り組んできたにもかかわらず、令和2年度末までの工事着手は348箇所に留まり、低い水準の整備状況である。
- ・ これらの砂防関係の地震対策としては、直接的な地震動や、それにより緩んだ地盤にその後の大雨が浸透することにより土石流発生の危険性が高く、長期的には全ての危険箇所が整備目標である。
- ・ また、老朽化によって耐震性能が低下した既設の砂防施設については、改良や補強を行っていく。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 本県では昭和19年より砂防対策を鋭意進めてきたところであるが、令和2年度末までの概成箇所数は197箇所にとどまる状況にある。

令和2年度に策定した「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」においては、基本戦略のひとつである「安全安心で快適な地域を創る」の施策として「防災・減災対策のための国土強靱化の推進」を進めていくこととしている。

本県は、台風や梅雨豪雨の常襲地区であるが、地震災害にも対応して土石流の被害を防止するため「ハードによる砂防対策」と「土砂災害を防止するためのソフト対策の推進」を両輪とし、ハード対策については保全対象に土砂災害履歴、人家戸数、緊急輸送路、要援護者施設等の事業効果の高いものを中心に、本計画では30箇所の整備を行う。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
砂防設備	2 箇所 (1,289)	6 箇所 (2,075)	12 箇所 (1,537)	6 箇所 (895)	4 箇所 (293)	30 箇所 (6,089)
概算事業費 (百万円)	2 箇所 (1,289)	6 箇所 (2,075)	12 箇所 (1,537)	6 箇所 (895)	4 箇所 (293)	30 箇所 (6,089)

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (長崎市)	通常砂防事業	1 箇所	131	R3～R4	国土交通省	
長崎県 (西海市)	通常砂防事業	1 箇所	293	R3～R6	国土交通省	
長崎県 (五島市)	通常砂防事業	4 箇所	898	R3～R5	国土交通省	
長崎県 (新上五島町)	通常砂防事業	3 箇所	319	R3～R5	国土交通省	
長崎県 (壱岐市)	通常砂防事業	1 箇所	220	R3～R5	国土交通省	
長崎県 (対馬市)	通常砂防事業	5 箇所	1,041	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (長崎市)	火山砂防事業	8 箇所	1,460	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (時津町)	火山砂防事業	1 箇所	240	R3～R5	国土交通省	
長崎県 (諫早市)	火山砂防事業	5 箇所	1,317	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (雲仙市)	火山砂防事業	1 箇所	170	R3～R5	国土交通省	

### 4. 備考

--

## 13号 - 2 砂防施設等（保安施設）

---

### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県において、以下の考え方により整備を推進する。

県担当課：農林部 森林整備室（所管省庁：農林水産省林野庁）

- ・保安施設（林野庁所管）については、県土の大部分が平坦地に乏しく、急峻な山地が海岸線近くに形成されているような地域的特性を呈していることから、地震動に誘発される山地災害の危険性が極めて高いため、危険度の高い箇所を優先して施設の整備を進めるとともに、既存の保安施設で老朽化が著しい施設の老朽化対策についても計画的な整備を進める。

### 2. 五箇年計画への計上の考え方

県担当課：農林部 森林整備室（所管省庁：農林水産省林野庁）

- ・現在整備中、又は計画がある保安施設のうち、地震災害緊急性の高い60箇所について計画的な整備を進める。また、保安施設の老朽化が著しい22箇所についても、計画的に老朽化対策を行う。

### 3. 整備計画

#### (1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
保安施設 (林野庁)	13 箇所 (1,970)	11 箇所 (2,363)	16 箇所 (2,427)	22 箇所 (2,421)	20 箇所 (2,387)	82 箇所 (11,568)
概算事業費 (百万円)	13 箇所 (1,970)	11 箇所 (2,363)	16 箇所 (2,427)	22 箇所 (2,421)	20 箇所 (2,387)	82 箇所 (11,568)

#### (2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (長崎市)	治山事業	5 箇所	1,253	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (佐世保市)	治山事業	9 箇所	1,030	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (島原市)	治山事業	1 箇所	15	R3	林野庁	-
長崎県 (諫早市)	治山事業	1 箇所	90	R4-R6	林野庁	-
長崎県 (大村市)	治山事業	5 箇所	487	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (平戸市)	治山事業	2 箇所	260	R4-R7	林野庁	-
長崎県 (対馬市)	治山事業	17 箇所	2,441	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (壱岐市)	治山事業	1 箇所	255	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (五島市)	治山事業	3 箇所	763	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (西海市)	治山事業	3 箇所	242	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (雲仙市)	治山事業	7 箇所	952	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (南島原市)	治山事業	11 箇所	1,090	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (長与町)	治山事業	1 箇所	260	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (時津町)	治山事業	2 箇所	280	R4-R7	林野庁	-
長崎県 (東彼杵町)	治山事業	3 箇所	431	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (川棚町)	治山事業	1 箇所	36	R3	林野庁	-
長崎県 (波佐見町)	治山事業	1 箇所	40	R3	林野庁	-
長崎県 (佐々町)	治山事業	0 箇所	200	R4-R7	林野庁	-
長崎県 (新上五島町)	治山事業	9 箇所	1,443	R3-R7	林野庁	-
保安施設 計		82 箇所	11,568			

#### 4 . 備考

--

## 【施設別編】

### 13号 - 3 砂防設備等（地すべり防止施設）

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において3項目の対策について実施目標を定めた。

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 地すべり防止施設については、多数の地すべり危険箇所があり、梅雨期等の豪雨の際には度々地すべり災害が発生しており、近年多発している地震災害を考慮すると、地震動に誘発されて発生する地すべり災害の被害も甚大なものと考えられるため、長期的には全ての危険箇所の整備を図る。

県担当課：農林部 農村整備課（所管省庁：農林水産省農村振興局）

- ・ 農林水産省農村振興局所管の地すべり指定箇所78箇所については、地震動に誘発されて発生する地すべり災害により地域に被害をもたらす危険性があることから、長期的には全ての危険箇所が整備目標である。

県担当課：農林部 森林整備室（所管省庁：農林水産省林野庁）

- ・ 地すべり防止施設については、県内には林野庁所管の地すべり防止区域が77箇所あり、梅雨期等の豪雨の際には度々地すべり災害が発生している。近年多発している地震災害を考慮すると、地震動に誘発されて発生する地すべり災害の被害も甚大なものと考えられるため、再滑動の可能性が高い箇所や継続的な観測に基づき、対策工事中の箇所について計画的な整備を進めるとともに、既存の地すべり防止施設で老朽化が著しい施設の老朽化対策についても計画的な整備を進める。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

地すべり防止施設

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 本県では、昭和27年から地すべり対策を鋭意進めており、国土交通省所管分で令和2年度末の概成箇所数106箇所、要対策箇所に対する整備率56.1%である。  
危険箇所の多い本県では、梅雨期には度々地すべり災害が発生し、公共施設、人家等に甚大な被害を与え、地域の生活基盤に多大な影響を及ぼしているが、地震との複合災害となった場合、さらに大きな被害となることが懸念される。
- ・ 本県の1箇所の地すべりは総じて規模が大きく、多額の工事費が必要なため進捗状況は遅々としているが、経済効果、危険性等の要因により危険箇所の優先度、事業規模等の見直しを行い、本計画では11箇所の対策を行い、完了時に要対策箇所に対する62%の整備を目標とする。

県担当課：農林部 農村整備課（所管省庁：農林水産省農村振興局）

- ・ 農林水産省農村振興局所管の地すべり指定箇所については、今後、5箇年で整備予定の7箇所を本計画へ計上する。

県担当課：農林部 森林整備室（所管省庁：農林水産省林野庁）

- ・ 農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域指定箇所において、再滑動の可能性が高い3箇所について計画的な整備を進める。また、地すべり防止施設の老朽化が著しい18箇所についても、計画的に老朽化対策を行う。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
地すべり防止施設(国土交通省)	0箇所 (549)	3箇所 (948)	1箇所 (1,096)	2箇所 (701)	5箇所 (537)	11箇所 (3,831)
地すべり防止施設(農林水産省)	1箇所 (128)	0箇所 (180)	0箇所 (102)	1箇所 (156)	5箇所 (284)	7箇所 (850)
地すべり防止施設(林野庁)	4箇所 (326)	4箇所 (350)	6箇所 (425)	5箇所 (440)	2箇所 (350)	21箇所 (1,891)
概算事業費(百万円)	5箇所 (1,003)	7箇所 (1,478)	7箇所 (1,623)	8箇所 (1,297)	12箇所 (1,171)	39箇所 (6,572)

(2) 個別計画						
事業主体(位置)	事業名	事業量	概算事業費(百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県(長崎市)	地すべり防止事業	2箇所	647	R3～R7	国土交通省	
長崎県(西海市)	地すべり防止事業	1箇所	938	R3～R7	国土交通省	
長崎県(南島原市)	地すべり防止事業	1箇所	54	R3～R6	国土交通省	
長崎県(佐世保市)	地すべり防止事業	4箇所	1,526	R3～R7	国土交通省	
長崎県(新上五島町)	地すべり防止事業	1箇所	93	R3～R4	国土交通省	
長崎県(壱岐市)	地すべり防止事業	1箇所	230	R3～R7	国土交通省	
長崎県(対馬市)	地すべり防止事業	1箇所	343	R3～R7	国土交通省	
長崎県(南島原市)	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)	1箇所	75	R3～R4	農林水産省	
長崎県(長崎市)	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)	1箇所	300	R3～R6	農林水産省	
長崎県(平戸市)	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)	5箇所	475	R5～R7	農林水産省	
長崎県(佐世保市)	地すべり防止事業	8箇所	779	R3-R7	林野庁	-
長崎県(平戸市)	地すべり防止事業	2箇所	65	R3-R6	林野庁	-

長崎県 (松浦市)	地すべり防止事業	5箇所	7 4 5	R3-R7	林野庁	-
長崎県 (五島市)	地すべり防止事業	1箇所	1 5	R4	林野庁	-
長崎県 (西海市)	地すべり防止事業	1箇所	2	R3	林野庁	-
長崎県 (南島原市)	地すべり防止事業	2箇所	2 0	R5	林野庁	-
長崎県 (佐々町)	地すべり防止事業	2箇所	2 6 5	R3-R6	林野庁	-

#### 4 . 備考

## 【施設別編】

### 13号 - 4 砂防設備等（急傾斜地崩壊防止施設）

---

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において3項目の対策について実施目標を定めた。

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 本県は地形的に急峻な山地丘陵が多いうえ、複雑な地形構造を呈している。また、海洋の影響を受けやすく降水量が多いことから、異常気象に起因する「がけ崩れ」が発生しやすい環境にある。
- ・ このため、昭和57年長崎大水害をはじめ、近年においても大小さまざまな「がけ崩れ災害」が発生し、人的被害や家屋被害が継続して発生している。  
本県の急傾斜地崩壊危険箇所は5,121箇所と全国の危険箇所数の約5%を占め、全国第3位である。またその内要対策箇所は4,157箇所と多く、毎年梅雨期等の豪雨時には、がけ崩れ災害がたびたび発生している。
- ・ 地震災害に対しては、全ての危険箇所地震動に誘発されて「がけ崩れ」が発生する危険性が高く、家屋が密集した地域に被害をもたらす恐れがあるため、長期的には全ての要対策危険箇所が整備目標である。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

県担当課：土木部 砂防課（所管省庁：国土交通省）

- ・ 本県では、昭和42年より事業を鋭意進めており、保全対象となる地区内の家屋数、弱者施設は公共施設の有無、避難関連等の寸断による孤立化の可能性のある危険箇所等の緊急性を優先度の判断基準とし、本計画では33箇所の整備を行う。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
急傾斜地崩壊 対策施設	5 箇所 (1,326)	8 箇所 (1,620)	8 箇所 (1,106)	5 箇所 (551)	7 箇所 (342)	33 箇所 4,945
概算事業費 (百万円)	5 箇所 (1,326)	8 箇所 (1,620)	8 箇所 (1,106)	5 箇所 (551)	7 箇所 (342)	33 箇所 4,945

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (長崎市)	急傾斜地崩壊対策 事業	11 箇所	1,345	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (時津町)	急傾斜地崩壊対策 事業	1 箇所	177	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (西海市)	急傾斜地崩壊対策 事業	2 箇所	409	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (佐世保市)	急傾斜地崩壊対策 事業	14 箇所	2,281	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (五島市)	急傾斜地崩壊対策 事業	2 箇所	331	R3～R7	国土交通省	
長崎県 (新上五島町)	急傾斜地崩壊対策 事業	1 箇所	86	R3～R4	国土交通省	
長崎県 (壱岐市)	急傾斜地崩壊対策 事業	1 箇所	89	R3～R4	国土交通省	
長崎県 (対馬市)	急傾斜地崩壊対策 事業	1 箇所	227	R3～R7	国土交通省	

### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 13号 - 5 砂防設備等（ため池）

---

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

今後、本県地域防災計画を改正し、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において本施設の整備に係る中長期目標を早急に定めることとする。

なお、当該目標の設定までの間、本県においてため池は、以下の考え方により整備を推進する。

県担当課：農林部 農村整備課（所管省庁：農林水産省農村振興局）

- ・ 農業用用水施設として、受益面積が2 ha以上のため池1,106箇所のうち865箇所は整備中または整備不要であるが、未整備箇所については地震動に誘発され、決壊その他の事故による被害を生ずる恐れがあることから、長期的には全てのため池が整備目標である。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

今後、本県地域防災計画において本施設の整備に係る中長期目標を定め、当該目標の中から令和3年度から令和7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

なお、当該整備目標設定までの間、以下のため池を緊急に整備することとする。

県担当課：農林部 農村整備課（所管省庁：農林水産省農村振興局）

- ・ 改修が必要なため池については、今後5箇年で整備予定の52箇所を本計画へ計上する。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
ため池	17箇所 (1,388)	17箇所 (1,478)	8箇所 (1,226)	6箇所 (672)	4箇所 (661)	52箇所 (5,425)
概算事業費 (百万円)	1,388	1,478	1,226	672	661	5,425

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎県 (大村市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	567	R3~R6	農林水産省	-
長崎県 (平戸市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	3箇所	298	R3~R7	農林水産省	-
長崎県 (松浦市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	0箇所	25	R3~R4	農林水産省	-
長崎県 (壱岐市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	2箇所	170	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (諫早市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	83	R3~R4	農林水産省	-
長崎県 (諫早市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	79	R3~R3	農林水産省	-
長崎県 (諫早市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	3箇所	657	R3~R6	農林水産省	-
長崎県 (長与町)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	50	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (大村市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	297	R3~R6	農林水産省	-
長崎県 (西海市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	1箇所	133	R3~R6	農林水産省	-
長崎県 (西海市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	0箇所	70	R5~R7	農林水産省	-
長崎県 (大村市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	0箇所	70	R5~R7	農林水産省	-
長崎県 (諫早市)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	0箇所	50	R6~R7	農林水産省	-
長崎県 (波佐見町)	農村地域防災減 災事業(ため池 等整備事業)	0箇所	120	R6~R7	農林水産省	-

長崎県 (南島原市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	4箇所	97	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (雲仙市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	213	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (島原市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	5箇所	409	R3~R7	農林水産省	-
長崎県 (南島原市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	210	R4~R7	農林水産省	-
長崎県 (雲仙市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	130	R5~R7	農林水産省	-
長崎県 (雲仙市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	60	R6~R7	農林水産省	-
長崎県 (南島原市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	10	R7~R7	農林水産省	-
長崎県 (佐世保市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	181	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (平戸市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	59	R3~R4	農林水産省	-
長崎県 (佐々町)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	27	R3~R4	農林水産省	-
長崎県 (松浦市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	204	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (佐世保市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	3箇所	111	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (平戸市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	3箇所	265	R3~R7	農林水産省	-
長崎県 (佐世保市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	1箇所	77	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (松浦市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	24	R7~R7	農林水産省	-
長崎県 (佐世保市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	10	R7~R7	農林水産省	-
長崎県 (平戸市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	0箇所	60	R7~R7	農林水産省	-
長崎県 (五島市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	4箇所	59	R3~R4	農林水産省	-
長崎県 (五島市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	2箇所	223	R3~R5	農林水産省	-

長崎県 (壱岐市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	1箇所	138	R3~R5	農林水産省	-
長崎県 (壱岐市)	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業)	5箇所	189	R3~R7	農林水産省	-
計		52箇所	5,425			

#### 4. 備考

--

## 【施設別編】

### 19号 老朽住宅密集市街地

#### 1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

今後、本県地域防災計画を改正し、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において老朽住宅密集市街地対策に係る中長期目標を定めることとする。

- ・老朽住宅密集対策について、住宅市街地総合整備事業を引き続き推進し、事業区域内で地震時等に著しく危険な密集市街地である「新重点密集市街地」に該当する箇所について、令和12年度までに概ね解消すること及び地域防災力の向上に資するソフト対策を実施する地区100%を目標とする。

なお、老朽住宅密集市街地については、以下の方針により整備を推進する。

県担当課：土木部住宅課（所管省庁：国土交通省）

- ・本県においては、平地が少なく斜面地が多いという地形的な制約により、市街地が斜面に広がっていったため、都市部においては密集斜面市街地を形成しており、かつ、狭隘道路や階段道に住宅が建ち並んでいるために建て替えが進まず、老朽住宅密集市街地を形成している。また、平地においても、公共施設等が未整備のまま密集して建築されており、都市基盤整備が遅れている。
- ・このような都市構造は、地震発生時の家屋の倒壊や火災時の延焼による大火の発生危険度が高く、また、緊急車両の進入が困難となっている等、都市防災上の観点からも早急に改善すべき状況にあり、安全で快適な市街地の再形成を行う必要がある。
- ・今後は、住宅市街地総合整備事業を引き続き推進することにより防災性の向上を目指す。特に、地震時等に著しく危険な密集市街地である「新重点密集市街地」、大火の可能性の高い危険な密集地である「重点密集市街地」については、事業の推進に向け支援を行う。

#### 2. 五箇年計画への計上の考え方

本県地域防災計画（震災対策編）において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、同計画において実施目標を定めることとする。

老朽住宅密集対策については、令和3年度から令和8年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

これにより、計画終了時の老朽住宅密集対策実施面積は、約149haとなる。

なお、以下の方針で老朽住宅密集対策事業を推進する。

県担当課：土木部住宅課（所管省庁：国土交通省）

- ・斜面の密集市街地における弊害が特に顕著である地域（長崎市、佐世保市など）に対して、防災性の向上、土地の有効利用とそれによる整備支援などを勘案し、住宅市街地総合整備事業などを活用する。
- ・住宅市街地総合整備事業については第4次五箇年計画より引き続き事業を継続して行うこととしており、順次生活道路の整備や老朽住宅の除却及び建て替え住宅の不燃化を推進していく。

### 3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
老朽住宅密集 市街地	149ha 5 箇所					149ha 5 箇所
概算事業費 (百万円)	115	172	283	229	98	897

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
長崎市	住宅市街地総合整 備事業	53.5h 2 箇所	293	R3 ~ R7	国土交通省	
佐世保市	住宅市街地総合整 備事業	95.5ha 3 箇所	604	R3 ~ R7	国土交通省	

### 4. 備考

--